

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正（２件）……………（情報政策課）	22
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（環境推進課）	22
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	23
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	23
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	25
○森林法による通知に代える公示（２件）……………（治山課）	26
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	26
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	26
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	30
○特定調達契約に係る入札の公告……………	30
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	32

告 示

北海道告示第435号

平成26年北海道告示第405号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成26年 6 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

7 の(1)の事項中「パーソナルコンピュータ 150台」を
「ア パーソナルコンピュータ 150台

イ パーソナルコンピュータ 100台 に改める。
ウ パーソナルコンピュータ 1 台」
7 の(2)の事項中「平成26年10月中旬頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）」を
「ア 平成26年10月中旬頃
イ 平成26年12月中旬頃
ウ 平成27年 2 月上旬頃
アからウまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。」に改める。

北海道告示第436号

平成26年北海道告示第406号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成26年 6 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

7 の(1)のアの事項中「パーソナルコンピュータ 150台」を
「ア パーソナルコンピュータ 150台
イ パーソナルコンピュータ 100台 に改める。
ウ パーソナルコンピュータ 1 台」
7 の(1)のイの事項中「平成26年10月中旬頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）」を
「ア 平成26年10月中旬頃
イ 平成26年12月中旬頃
ウ 平成27年 2 月上旬頃
アからウまでについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。」に改める。

北海道告示第437号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年 6 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 形質変更時要届出区域 江別市西野幌127番 8 の一部、127番25の一部（次の図のとおり）

2 特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年6月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
山部中央	農地保全整備（農地保全）	北海道上川総合振興局
幕別	畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗渠排水、農地保全）	北海道十勝総合振興局

北海道告示第439号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
喜茂別西部	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良）	平成25.11.12
羊蹄京極	中山間地域総合整備（農業用排水施設）	同 23.11.10
同	同（農業用道路）	同 24.12.10
同	同（区画整理）	同 24.11.30
同	同（暗渠排水）	同
同	同（農用地改良保全）	同
同	同（客土）	同 25.11.28
下梨野舞納	中山間地域総合農地防災（農業用排水施設）	同 26. 1. 6
同	同（暗渠排水）	同 24.11.20
リヤムナイ第2	ため池等整備〔用排水施設整備〕	同 26. 1.17

北海道告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 函館市瀬田来町834地先・269の1から269の3まで・625・651（以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、263の1、263の2、266の1、266の2、267の1、267の2、268の1、268の2、270、275の1、626、645、646

- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第441号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年6月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別262の1・新冠郡新冠町字大富305・317（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、299、字東泊津194の1、195、むかわ町穂別262の93

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字館浜596の25地先・増毛郡増毛町阿分

1055（以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、様似郡様似町字鵜苫1025（国有林）、増毛町阿分247・248の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年6月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局の産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年6月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更に係る保安林 函館市・茅部郡鹿部町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市・鹿部町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更に係る保安林 函館市・上磯郡知内町・松前郡福島町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市・知内町・福島町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 6(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法	(ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第444号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成26年6月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 寿都郡黒松内町・上川郡上川町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、寿都郡寿都町・黒松内町・上川町・勇払郡むかわ町（以上4町について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 上川町（国有林）、黒松内町（次の図に示す部分に限る。）、寿都町、上川町、むかわ町 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡むかわ町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。
--	---

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第445号 森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。 平成26年6月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通知の内容 平成26年北海道告示第440号 2 所在が不分明な者 無松社稲荷神社	平成26年6月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 カネカリウシナイ川（Ⅱ－35－1070） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町朝日丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 カネカリウシナイ川南沢（Ⅰ－35－1080） (2) 土砂災害警戒区域の表示 様似郡様似町朝日丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)
北海道告示第446号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を知内町の掲示場に掲示した。 平成26年6月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通知の内容 平成26年北海道告示第443号 2 所在が不分明な者 金沢 亀吉、金沢 源作、金沢 光意智、金澤 由吉、河本 キミ、河本 才一郎、河本 戈一郎、小林 梅吉、清水 京子、仙場 末太郎、高井 清蔵、高田 敬之丞、高田 ツサ、田中 浅治、田中 常五郎、田中 良明、剣地 源太郎、中森 洋子、西田 政雄、西田 康夫、福島 茂、三浦 博康、宮田 才一、村上 勇、村上 勇夫、村上 市蔵、村上 卯三郎、村上 栄蔵、村上 喜之助、村上 敬作、村上 幸四郎、村上 千代作、村上 発雄、村上 もよ、村上 勇治、村上 善弘	北海道告示第448号 昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成26年6月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の(5)八雲海岸の八雲町の項海岸保全区域の欄の3の事項中「字内浦162番地」を「内浦162番地」に、「字浜松4番地」を「浜松4番地」に、「字山越73番地南東角（H点）まで引いた線」を「1級基準点H18－2－1－5（世界測地系座標X＝－197,171.590、Y＝＋7,900.720）から方向角294度36分55秒の方向90.144メートルの点（G－1）まで引いた線、G－1とG－1から方向角207度29分56秒の方向7.273メートルの点（G－2）を結ぶ線、G－2とG－2から方向角116度18分41秒の方向6.265メートルの点（G－3）を結ぶ線、G－3とG－3から方向角124度42分49秒の方向6.257メートルの点（G－4）を結ぶ線、G－4と山越73番地南東角（H点）を結ぶ線」に、「字野田生16番地」を「野田生16番地」に、「字浜松18番地」を「浜松18番地」に、「⑥点と90番地南東角から北東に80メートルの点（⑦点）を結ぶ線、⑦点と字山越190番地北角から北東に80メートルの点（⑧点）を結ぶ線」を「⑥点と1級基準点H25－1－11（世界測地系座標X＝－196,527.166、Y＝＋6,557.120）から方向角308度28分30秒の方向665.512
北海道告示第447号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。	

メートルの点（⑦点）を結ぶ線、⑦点と⑦点から方向角26度26分42秒の方向119.394メートルの点（補点①）を結ぶ線、補点①と補点①から方向角116度26分44秒の方向221.633メートルの点（補点②）を結ぶ線、補点②と補点②から方向角120度44分15秒の方向154.193メートルの点（補点③）を結ぶ線、補点③と補点③から方向角128度40分59秒の方向513.207メートルの点（補点④）を結ぶ線、補点④と補点④から方向角110度50分25秒の方向172.234メートルの点（補点⑤）を結ぶ線、補点⑤と補点⑤から方向角172度44分41秒の方向140.100メートルの点（⑧点）を結ぶ線」に、「字野田生2番地」を「野田生2番地」に改める。	
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第14号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成26年6月13日 北海道空知総合振興局長 山 根 康 徳 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 名 称 望月寒川広域河川改修工事（放水路トンネル） イ 数 量 L＝1,893.4m (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成31年10月30日まで (4) 工 事 場 所 北海道札幌市 (5) その他工事の概要 ア 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価方式（標準型）の試行工事である。 イ 本工事は、構造の細部の設計及び実際の施工に必要な仮設等の設計並びに施工を一括して発注する詳細設計付施工発注方式の試行工事である。 ウ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。 2 電子入札に関する事項 (1) 本工事の入札は、競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利	

用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加すること（以下「紙参加」という。）ができる。

(2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。

(3) 電子入札システム運用時間は、毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。

(4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体であって、次の要件を満たしていること。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア 発注工事に対応する平成25年北海道告示第2号又は平成26年北海道告示第8号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

オ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,050点以上であること。ただし、共同企業体の代表者は、1,100点以上であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

コ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

サ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の要件

- ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- ウ 過去15年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が3社の場合は、構成員の2社以上がこの要件を満たすこととする。
- エ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- オ 構成員の組合せは、(1)のアにおける資格の格付がA等級に格付されている者同士の組合せであり、かつ、構成員の1社以上はA1に区分されている者であること。
- カ 共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。
- キ 共同企業体は、詳細設計等を行う設計技術者として、次に掲げる基準のいずれかを満たす者を配置できること。
 - (7) 技 術 士
 - a 総合技術監理部門のうち、選択科目が「トンネル」であること。
 - b 建設部門のうち、選択科目が「トンネル」であること。
 - (イ) R C C Mの資格保有者（専門技術部門が「トンネル」であること。）
 - (ウ) 工事現場又は社内の設計部門において、13年以上のシールドトンネルに関する技術経験を有する者（工事現場と設計部門の合算可）
- ク 別途閲覧に供する図面、仕様書等において参考として示された標準的な施工方法等（以下「標準案」という。）の内容について、当該標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を行うこと。

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- (2) 紙参加する場合は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (3) 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより持参提出通知書を提出の上、持参添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。
- (4) 電子システムによる提出期間
平成26年6月24日（火）午前9時から同年7月7日（月）午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）
- (5) 紙による提出期間等
 - ア 提 出 期 間 平成26年6月24日（火）から同年7月7日（月）まで（日曜

日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

- イ 提 出 場 所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課
 - ウ 提 出 方 法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
- 5 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等
- 特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を紙により提出しなければならない。
- (1) 提 出 期 間 平成26年6月13日（金）から同月23日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - (2) 提 出 場 所 4の(5)のイに同じ。
 - (3) 提 出 方 法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

6 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成26年7月17日（木）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

7 契約条項を示す場所

4の(5)のイに同じ。

8 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。
なお、再度入札の場合においても同様とする。
- (2) 入札書の提出期間等
平成26年9月16日（火）午前9時から同月18日（木）午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。
なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「望月寒川広域河川改修工事（放水路トンネル）入札書等」と朱書きの上、必着とすること。
- (3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出

すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

(4) 開 札 場 所

札幌市中央区南11条西16丁目

北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室

(5) 開 札 日 時

平成26年9月19日（金）午前10時

9 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

10 契 約 保 証 金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16並びに北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条及び第172条に定めるところによる。

11 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

12 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

(1) 交 付 期 間 平成26年6月13日（金）から同年7月7日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成26年6月13日（金）午前9時から同年7月7日（月）午後5時まで（日曜日及び土曜日を含む。）とする。

(2) 交 付 場 所 4の(5)のイに同じ。

なお、「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）においてダウンロードすることができる。ただし、ダウンロードすることができない書類

については直接交付することとし、送付又はファクシミリでは交付しない。

(3) 費 用 無料とする。

13 送 付 に よ る 入 札

紙参加の場合のみ認める。

14 落札者の決定方法等

(1) 入札参加資格を有するものと認めた者は、「標準型総合評価方式実施要領」に定める項目について技術提案を行わなければならない。

(2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が、標準案の内容を全て満たしていること。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

15 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から排除する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

16 契 約 書 作 成 の 要 否

平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

17 予 定 価 格 等

(1) 予 定 価 格 事後公表する。

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準設定している。

18 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(4)、(7)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札の執行回数は、原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 技術提案は、競争入札参加資格確認通知書（紙参加の場合は、条件付一般競争入札参

- 加資格審査結果通知書）の通知後に受け付ける。
- (4) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。
- (5) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。
- また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課
- イ 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
- ウ 電 話 番 号 011-561-0421

19 Summary

- A Subject matter of the contract : Construction work of Motsukisamugawa River (Discharge Channel Tunnel) L=1,893.4m
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 19, 2014
- C Contact point for the notice : Bidding and Contract Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 064-0811 Japan
- Phone : 011-561-0421

北海道上川総合振興局告示第82号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年6月13日

北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) カラー複写機（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式
- (2) 調達台数（調達予定数量）
- 4台（1ヶ月1台当たりカラー9,800枚及びモノクロ2,900枚）

2 落札を決定した日

平成26年3月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地

4 落札金額

基本料金	0円
カラー複写料金	5.00円
モノクロ複写料金	0.80円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月12日付け北海道上川振興局告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局産業振興部調整課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道十勝総合振興局告示第74号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年6月13日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ホイールローダ	1台
イ 牽引式給餌機	1台
ウ ホイールローダ	1台
エ 自走式給餌車	1台
オ シーダー	1台
カ モアコンディショナー	1台
キ ロールベラー	1台
ク ロールカッター	1台

アからクまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 入札説明書による。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資

格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年6月13日（金）から同年7月17日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階C会議室
（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課）

- (2) 入札日時 平成26年7月28日（月）午後2時（送付による場合は、同月25日（金）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局のホームページの入札等の情報（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合。

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)及び(11)から(13)までによるほか、次

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電話番号 0155-27-8508

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Wheel loader 1
- b Traction-style feeding machine 1
- c Wheel loader 1
- d Self-run-style feeding machine 1
- e Grass seeders 1
- f Mower conditioner 1
- g Roll bailer 1
- h Roll cutter 1

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 28, 2014

(Mailed bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 25, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第278号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年 6 月13日

北海道警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
大型運転免許用技能試験車両の賃貸借 7台
- 2 落札を決定した日
平成25年11月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 4 落札金額
2,211,308円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年10月 8 日付け北海道警察本部告示第343号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目